

4月1日から 介護保険制度が変わります

問い合わせ先
高齢者福祉課 ☎08448676240 08448642130

4月1日から、介護保険制度が改正されます。これは、要介護状態の改善に向けた介護サービスの提供、保健福祉事業間の連携、地域で支える体制の整備など、在宅での自立した生活が、さらにできるようにするためのものです。主な改正点は次のとおりです。

新予防給付の創設

軽度の要介護者を対象に、要介護状態の軽減、悪化防止に適したサービスが受けられます。

地域包括支援センターの設置と地域支援事業の創設

高齢者の健康維持・介護予防事業と介護保険事業を一体的に行います。

地域密着型サービスの創設

要介護者が、住み慣れた地域で生活ができるよう、地域の特性・実情にきめ細かく対応したサービスを提供していきます。

保険料段階の見直し

収入の少ない被保険者の負担を軽減するために、市民税非課税世帯の段階を2つに分割します。

介護保険に新たなサービス!

新予防給付

要介護者の自立支援を、より推進するため、身体状況の悪化防止などに適した新たなサービス「新予防給付」が始まります。対象は、要介護状態が「要支援」「要介護1」の人で、要介護認定を行う認定審査会において、「状態の維持・改善の可能性」の観点から、審査し、「要支援1」「要支援2」を決定します。

介護予防マネジメント

「要支援1」「要支援2」の認定を受けた人は、新たに創設される地域包括支援センターと契約し、保健師などに依頼し、「介護予防計画」を作成する必要があります。

サービスの内容

サービスは、それぞれの状態に応じて、既存の介護サービスに運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などの項目をとり入れ、生活機能が低下しないように、期間、必要性、提供方法などを検討し、提供します。

7日(火) 12時~17時

地域巡回雇用・労働相談を実施

市民の雇用不安の解消を目的に相談会を実施します。

仕事を探している人、職場のトラブルで悩んでいる人などに助言や情報提供などを行います。

対象 求人求職者、事業主、勤労者など

区分	相談内容	対応者
雇用相談	求人情報を提供するとともに、求職者の適性と、その就職先などについて個別相談を受ける。	広島県雇用労働アドバイザー
労働・社会保険相談	労働条件などに関する個々の労働者と事業主間の紛争、社会保険に関する事項などについて相談に応じる。	弁護士 社会保険労務士
就職支援相談	ミスマッチ解消のため、求職者の能力開発や適職認識などについて、アドバイスを行う。	就職支援相談員 (キャリア・コンサルタント)

問い合わせ先 商工振興課 ☎08448676013 0844864103

3月
18(土)
13時~16時

元気ある三原
就職ガイダンス

ところ 三原能力開発支援センター(館町二丁目)

対象 卒業予定の学生、既卒者など
参加企業は、27日(月)から市ホームページに掲載します。

募集! 就職ガイダンスへの参加企業
優秀な人材の確保、企業のPRなどのため、多くの参加をお待ちしています。

参加申込期限 2月24日(金)

問い合わせ先
商工振興課 ☎08448676013 ☎0844864103

